

ID: 202

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	指定排水設備工事事業者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第6条の2		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の2の規定による。</p> <p>(指定の効力の停止又は指定の取消し)</p> <p>第6条の2 市長は、指定排水設備工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第5条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条の3第1項に規定する指定の要件を満たさなくなつたとき。</p> <p>(3) 第5条の3第2項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(4) 前条に規定する指定排水設備工事事業者の責務に従つた適正な排水設備の新設等の工事の施行ができないと認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第6条の7		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の7の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第6条の7 市長は、申請の際、次の各号に掲げる申請を行う者から当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) 指定排水設備工事事業者の指定の申請 1件につき10,000円</p> <p>(2) 指定排水設備工事事業者の指定の更新の申請 1件につき5,000円</p> <p>(3) 工事事業者証の再交付の申請 1件につき1,000円</p> <p>(4) 排水設備工事責任技術者の登録の申請 1件につき3,000円</p> <p>(5) 排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請 1件につき3,000円</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	改善命令等		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第14条		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第14条 市長は、使用者が第13条又は前条第1項の規定に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、法第38条第1項の規定に基づき、その者に対し期限を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、又は当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第18条		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第19条の規定による。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表第6に定めるところにより算定した額に、次に掲げる率を合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率</p> <p>(2) 前号に掲げる税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第31条から第33条まで		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第31条から第33条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで、排水設備の新設等を行った者</p> <p>(2) 第5条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事の施行をした者</p> <p>(3) 第7条、第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による届出を怠った者</p> <p>(4) 第9条第2項の規定に違反した者</p> <p>(5) 第13条、第13条の2第1項又は第15条第1項の規定に違反した使用者</p> <p>(6) 第26条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 前条第2項の規定による指示に従わない者</p> <p>(8) 第4条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による申請書又は書類、第7条、第8条第1項若しくは第2項、第10条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による届出書、第21条第1項第3号の規定による申告書又は第26条の規定による資料に不実の記載をして提出した者</p> <p>第32条 詐欺その他不正の行為により、手数料又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例 第10条		
例規番号	昭和58年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日